

勧告（日本語骨子）

前文－現状の認識

- 1 汚職・マネー・ローンダリングを含む経済犯罪は、利得を求めて行われるものであるから、これを特定・凍結・没収することは、犯罪対策として最も効果的である。また、汚職犯罪収益の没収・回復は、発展途上国における貧困削減、持続的な経済発展及び法の支配の確立にとっても重要である。
- 2 しかしながら、訴追当局・捜査当局の取組は、マネー・ローンダリング予防措置の不十分、法の不備、経験不足、リソース不足、外国当局との不十分な信頼関係など、様々な要因によって制約されている。
- 3 複雑な資金の移動経路を追跡・解明し、不法な収益を凍結・没収することは容易ではなく、特に対象資産が国外にある場合には、非常に困難である。それゆえ、金融当局・刑事司法当局間の国際協力、汚職犯罪収益の凍結・没収に関する国際捜査共助の重要性が、近年注目を集めている。各国は、汚職犯罪収益の特定・凍結・没収・返還につき、国際条約等が求める立法その他の国内措置を整備し、これを完全に実施することが不可欠である。

勧告

- 1 国連腐敗防止条約への加入を十分に検討すべきである。
- 2 国連腐敗防止条約にしたがって汚職行為を犯罪化するとともに、これらの汚職行為をマネー・ローンダリングの前提犯罪とすべきである。
- 3 犯罪収益一般及び汚職犯罪収益のローンダリングを探知するためには、金融情報機関（FIU）が必要不可欠である。FIUは、外部からの不当な影響を受けることなくその役割を果たすことができるよう、適切な権限と人員が付与されるべきである。また、FIUは、不当に制約的な条件を付することなく、外国のカウンターパートに対して最大限の国際協力を行うべきである。
- 4 金融機関及びFIUは、FATF40+9の勧告、取り分け、顧客・受益者の身元確認及び疑わしき取引の届出に関する義務を遵守すべきである。
- 5 刑事司法機関は、疑わしき取引の届出に注意を払うべきである。
- 6 刑事司法機関及びFIUは、専門的訓練を通じて職員の能力向上を図るべきである。
- 7 汚職犯罪収益は、正式な金融システム以外のルートによっても移転する。法執行及び関連当局は、現金密輸の方法による収益移転に対処するため、情報交換及び経験の共有を強化すべきである。
- 8 高位の公務員や政治家等に対し、資産の報告を義務付けることを検討すべきである。また、報告内容については、適切な捜査機関において利用可能とすべきである。
- 9 汚職犯罪収益の散逸を防ぐため、資産の迅速な凍結を可能にする法制を整備すべきである。

- 10 刑事司法機関は、自国に所在する汚職犯罪収益について他国から凍結の要請を受けた場合、迅速に対応すべきである。
- 11 資産凍結命令は、捜査対象者にその旨を事前に知らせることなく、発付可能とすべきである。
- 12 有罪判決に基づく資産没収を実現するための法制を整備し、適切に執行すべきである。
- 13 汚職犯罪収益について、被告人の死亡、逃亡等の場合にはとりわけ、有罪判決の存在を前提としない没収制度の導入を検討すべきである。
- 14 財産が汚職犯罪収益に由来するか否かについて、立証責任を転換する可能性を検討すべきである。
- 15 公金横領又は領得された公金の洗浄に係る事案については、腐敗防止条約に従い、当該資金の被害国への返還を可能にする法制を整備すべきである。
- 16 刑事司法機関は、汚職犯罪収益の凍結・没収・回復を実現する手段として、国際捜査共助を効果的に活用すべきである。
- 17 刑事司法機関は、汚職犯罪収益を効果的かつ迅速に凍結・没収・回復するため、外国当局に対して最大限に協力すべきである。かかる協力は、不当に制約的な条件なしに提供されるべきである。
- 18 刑事司法機関は、国際捜査共助の正式要請に先立ち、外国当局との非公式な打合せを励行すべきである。手続の遅延を防ぎ、正式要請の執行可能性を確保するため、原案段階から要請書を共有することが奨励される。
- 19 すべての捜査機関は、有罪判決の獲得及び資産回復の実現に向けて、国内、地域内及び国際レベルにおいて、信頼できる協力関係を構築すべきである。
- 20 今次のグッド・ガバナンス・セミナーのような国際会合に出席し、経験や解決策について意見交換するとともに、そこで得た知識を自国の関係機関においても共有することが奨励される。
- 21 UNODC と世界銀行の合同による資産回復イニシアティブ（Stolen Asset Recovery Initiative）が提供する支援に留意すべきである。